

**公告**

長野県医療労働組合連合会から生活を守る賃金と雇用の確保等の要求に関して、平成30年3月15日午前0時以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野地域民医連労働組合、中信民医連労働組合、諏訪地域民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、上伊那民医連労働組合、賛育会豊野労働組合、長野県厚生連労働組合の組合員が従事する施設の構内および職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成30年3月12日

長野県知事 阿部 守一

労働雇用課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成30年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

平成30年3月12日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

株式会社青木組

松本市七嵐278番地1

青木 猛雄

長野県知事許可（般-27）第21431号

3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定による一般建設業許可（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しづんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業）の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社青木組の営業所の所在地が確知できないため、平成30年1月29日付け長野県報第2944号でその旨を公告したが、公告後30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画駐車場

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画道路

3・4・6号 枇杷坂線

3・4・17号 滑津跡部線

3・5・19号 高柳線

3・5・20号 跡部臼田線

3・5・30号 原南部線

3・4・38号 佐久平駅南1号線

3・4・39号 佐久平駅南2号線

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第42条第1項の規定により読み替えて適用する都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

駒ヶ根都市計画道路 3・3・23号伊駒アルプスロード線

駒ヶ根都市計画道路 3・5・24号大田切町一区線

駒ヶ根都市計画道路 3・5・1号名古屋塩尻線

2 都市計画を定める土地の区域

駒ヶ根都市計画道路 3・3・23号伊駒アルプスロード線

駒ヶ根市赤穂並びに宮田村大田切、大久保、中越の各一部を追加する。

駒ヶ根都市計画道路 3・5・24号大田切町一区線

宮田村大田切、町三区、町二区、町一区の各一部を追加する。
駒ヶ根都市計画道路 3・5・1号名古屋塩尻線
平成9年長野県告示第450号の土地の区域のうち、駒ヶ根市赤穂、赤須町、中央、北町の各一部を変更し、宮田村大田切、町三区、町二区、町一区を削除する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県環境部環境政策課、建設部都市・まちづくり課、長野県伊那建設事務所、駒ヶ根市役所、宮田村役場

4 縦覧期間

自 平成30年3月12日
至 平成30年4月12日

5 意見書の提出期間

自 平成30年3月12日
至 平成30年4月26日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第42条第1項の規定により読み替えて適用する都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

伊那都市計画道路 3・3・34号伊駒アルプスロード線

2 都市計画を定める土地の区域

伊那市西春近並びに東春近、富県、美篶の各一部を追加する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県環境部環境政策課、建設部都市・まちづくり課、長野県伊那建設事務所、伊那市役所

4 縦覧期間

自 平成30年3月12日
至 平成30年4月12日

5 意見書の提出期間

自 平成30年3月12日
至 平成30年4月26日

都市・まちづくり課

公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて

適用される同法第16条の規定により、次のとおり公告し、準備書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公衆の縦覧に供します。

平成30年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画決定権者の名称

長野県

長野県知事 阿部 守一

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

2 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

長野県

長野県知事 阿部 守一

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

3 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

（仮称）都市計画道路 伊駒アルプスロード

(2) 種類

一般国道の改築

(3) 規模

道路延長 約11.6km、車線数 4車線

4 都市計画対象事業が実施されるべき区域

伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡宮田村

5 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡宮田村

6 準備書等の縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県建設部都市・まちづくり課、長野県伊那建設事務所整備課、伊那市役所建設部建設課、駒ヶ根市役所建設部都市計画課及び宮田村役場建設課	平成30年3月12日（月）から平成30年4月12日（木）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

(2) インターネットによる公表

インターネットによる公表については、長野県伊那建設事務所のホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/inaken/>)に掲載します。

7 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

(1) 意見書の提出期限

平成30年4月26日（木）まで

(2) 意見書の提出先

次のいずれかに提出してください。

ア 郵便番号 380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692の2 長野県庁7階

長野県建設部都市・まちづくり課都市計画係

- イ 郵便番号 396-8666
長野県伊那市荒井3497番地 長野県伊那合同庁舎4階
長野県伊那建設事務所整備課計画調査係
- ウ 郵便番号 396-8617
長野県伊那市下新田3050番地
伊那市役所建設部建設課
- エ 郵便番号 399-4192
長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
駒ヶ根市役所建設部都市計画課
- オ 郵便番号 399-4392
長野県上伊那郡宮田村98番地
宮田村役場建設課

(3) 意見書の記載事項

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 意見書の提出の対象である準備書の名称（「（仮称）都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書」と記載するものとします。）
- ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。）

8 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 平成30年3月13日（火）午後7時から午後9時まで
宮田村役場 2階第4、第5会議室
- (2) 平成30年3月14日（水）午後7時から午後9時まで
宮田村 大久保地区高齢者支え合い拠点施設
- (3) 平成30年3月15日（木）午後7時から午後9時まで
駒ヶ根市 やまびこ荘 2階会議室
- (4) 平成30年3月19日（月）午後7時から午後9時まで
伊那市役所 1階多目的ホール

都市・まちづくり課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。なお、当該試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成30年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の期日、時間、試験地、試験会場及び科目

(1) 二級建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目	
			学科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成30年7月1日（日）午前10時から午後5時10分まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)		
平成30年9月9日（日）午前11時から午後4時まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	設計製図	

(2) 木造建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目
平成30年7月22日（日）午前10時から午後5時10分まで	松本市	信州大学松本キャンパス (松本市旭3-1-1)	学 建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成30年10月14日（日）午前11時から午後4時まで	松本市	信州大学松本キャンパス (松本市旭3-1-1)	設 計 製 図

2 受験申込手続

(1) 持参による申込み又は郵送による申込み

ア 受験申込書の配布

受験申込書は、平成30年4月2日（月）から一般社団法人長野県建築士会及び同会各支部において配布するほか、公益財団法人建築技術教育普及センターに対し、インターネット又はFAXで請求した場合には、同センターから郵送により配布します。

イ 受験申込書の受付期間等

(7) 持参による受付

受付期間	平成30年4月19日（木）午前10時から平成30年4月23日（月）午後5時まで
受付場所	長野県建築士会館 3階会議室 (長野市大字南長野字宮東426-1) 松筑建設会館 2階第3会議室 (松本市島立996（松本合同庁舎南隣）)

(4) 郵送による受付

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことのある者のうち、受験した二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付できる者又は持参による申込みができないやむを得ない事情があると公益財団法人建築技術教育普及センターが認めた者に限り行うことができます。

受付期間	平成30年4月2日（月）から平成30年4月16日（月）まで（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送してください。
郵送先	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

ア 受験申込受付期間

平成30年4月9日（月）午前10時から平成30年4月16日（月）午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、

申し込んでください。

3 合格者の発表等

合格者の発表は、次の表の期日に、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部並びに一般社団法人長野県建築士会及び同会各支部に掲示するとともに、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。なお、合否の判定結果は、受験者に通知します。

	合格者の発表日	
	「学科の試験」	「設計製図の試験」
二級建築士試験	平成30年8月21日(火) (予定)	平成30年12月6日(木) (予定)
木造建築士試験	平成30年9月4日(火) (予定)	

4 その他

- (1) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。
- (2) この試験について不明な点は、公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部（東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 電話 03-6261-3318）又は一般社団法人長野県建築士会（長野県長野市大字南長野字宮東426-1 電話 026-235-0561）に問い合わせてください。

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成30年3月12日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

- 1 指定番号 伊那第578号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成30年2月23日
- 4 指定道路の位置 上伊那郡辰野町大字辰野字堀上588-5
- 5 指定道路の延長 35.00メートル
- 6 指定道路の幅員 4.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成30年3月12日

長野県飯田建設事務所長 坂田浩一

- 1 指定番号 飯田第315号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成30年2月22日

- | | |
|-----------|------------------|
| 4 指定道路の位置 | 下伊那郡松川町元大島3684-9 |
| 5 指定道路の延長 | 34.32メートル |
| 6 指定道路の幅員 | 5.90メートル |

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成30年3月12日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1(1) 指定番号 | 松本第337号 |
| (2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| (3) 指定の年月日 | 平成30年2月5日 |
| (4) 指定道路の位置 | 安曇野市豊科高家3544-37 |
| (5) 指定道路の延長 | 29.21メートル |
| (6) 指定道路の幅員 | 4.75メートル |
| 2(1) 指定番号 | 松本第338号 |
| (2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| (3) 指定の年月日 | 平成30年2月6日 |
| (4) 指定道路の位置 | 安曇野市穂高475-1、478-2の一部、478-2の先の一部 |
| (5) 指定道路の延長 | 64.38メートル |
| (6) 指定道路の幅員 | 4.75メートル |
| 3(1) 指定番号 | 松本第339号 |
| (2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| (3) 指定の年月日 | 平成30年2月6日 |
| (4) 指定道路の位置 | 安曇野市明科東川手328-1 |
| (5) 指定道路の延長 | 52.65メートル |
| (6) 指定道路の幅員 | 4.02メートル |

建築住宅課